

京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3 相談体制等 (相談等への対応)</p> <p>第7条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出(以下「相談等」という。)に対応するため、全学の相談窓口をカウンセリングセンターに、部局の相談窓口を各部局に置く。</p> <p>2 前項の相談窓口相談員複数名を置く。</p> <p>3 相談員は、全学の相談窓口にあつてはカウンセリングセンターの、部局の相談窓口にあつては当該部局の教職員のうちから、その長が指名する。この場合において、相談員には男女各1名以上が含まなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3 相談体制等 (相談等への対応)</p> <p>第7条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出(以下「相談等」という。)に対応するため、全学の相談窓口をカウンセリングセンター及び総務部職員課に、部局の相談窓口を各部局に置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 相談員は、全学の相談窓口にあつてはカウンセリングセンター又は総務部職員課の、部局の相談窓口にあつては当該部局の教職員のうちから、その長が指名する。この場合において、相談員には男女各1名以上が含まなければならない。</p> <p>附 則 この規程は、平成22年10月1日から施行する。</p>